

(別表)

補助対象経費の考え方

項目		対象経費の例	対象外経費の例
報償費		・無料塾や交流サロン等で講座を実施する場合の外部講師に対する謝金（1人当たり2万円/日を上限とする。）	・団体の構成員やボランティアに対する謝礼等
旅費		・活動に必要な燃料費 (例) 子ども食堂への食材運搬に係るガソリン代等	・団体構成員のタクシー代等
需用費	消耗品費	・事務用品の購入費等 ・新型コロナ感染予防のためのマスク・消毒液の購入費等	・土産、記念品代等
	印刷製本費	・事業の案内や協力会員募集のためのチラシ等の印刷費等	
	食糧費	・子ども食堂等を実施する場合の食材費等 ・熱中症予防のための飲料費等	・会議の弁当、飲料費等
備品購入費		・単価が10万円以内のもの（ただし、10万円以上であっても、事業に不可欠な備品は対象とすることができる） (例) 子ども食堂への食材保管用冷蔵庫、環境整備用の仮払機等	・パソコン等(単価が10万円以内であっても、主たる用途が補助事業専用と判断することが難しい備品)
役務費	通信運搬費	・郵送料 (例) チラシの郵送料等	
	保険料	・事業参加者へのボランティア保険料	
使用料及び賃借料		・子ども食堂、交流サロン等を実施する場合の会場使用料、オンライン講座の通信機器賃借料等	

※別表記載の他、補助対象としない経費の例

- ① 団体の運営に係る経常的経費（事務所の家賃、光熱水費など。申請した活動にかかる経費と明確に区分できない経費を含む。）
- ② スタッフの人件費
- ③ その他、チャレンジいばらき県民運動が不適切と認める経費